

第2節 文化振興の現状と課題

(1) 文化芸術の現状と課題

① 鑑賞・活動の機会の提供

本市には、佐賀市文化会館や東与賀文化ホールなどの文化施設のほか、美術館・博物館や公民館など多くの施設があり、市民に鑑賞・活動の場が提供されています。これらの文化施設を利用して、質の高い文化芸術を鑑賞できる機会を設け、市民が身近なところで文化芸術に触れることができる場の充実を図っています。

さらに近年では、文化芸術の鑑賞とともに芸術家と一緒に文化芸術活動をする機会を設けるなど、市民参加型の環境が整えられています。こうした芸術に触れ、イベントなどに参加する機会を更に増やすとともに、文化施設などへの交通アクセスや施設の利便性といった利用環境の向上及び充実を図る必要があります。

また、新型コロナウイルス感染症は私たちの生活様式や文化のあり方を大きく変えるものとなっており、そのような状況下における鑑賞・活動の機会の提供のあり方を検討する必要があります。

主な文化施設（佐賀市所在）	施設数
公共ホール等	4
美術館・博物館等	24
公民館等（生涯学習センター、コミュニティセンター、コミュニティ施設、交流広場）	41
公立図書館	16
映画館	3
演劇ハウス（ライブハウス）	3
能舞台	1

（令和2年10月1日現在）

課題

- 身近に文化芸術に触れることができる機会の提供
- 文化振興に関するイベントの充実
- 市民が利用しやすい環境の整備
- コロナ禍における「新しい生活様式」の実践を通じた機会の提供

② 文化施設の利用状況

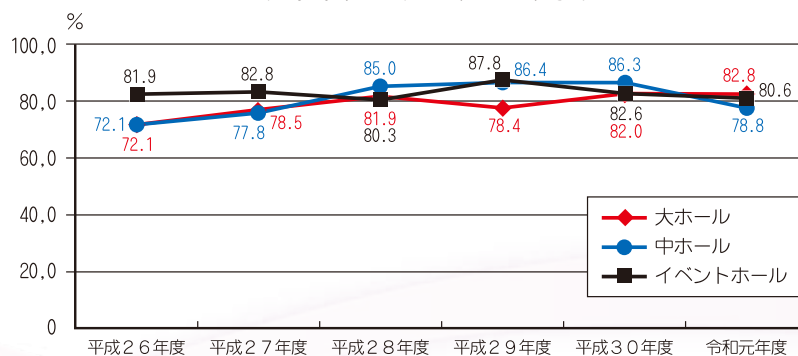
佐賀市文化会館の利用率は、大ホール・中ホール・イベントホールともに約8割、全体の利用率は約7割となっており、同規模の施設の全国平均と比較しても高くなっています。しかしながら、利用者数は減少傾向にあり、文化芸術活動が積極的に行われている一方で、文化芸術活動の担い手の減少が懸念されます。また、東与賀文化ホールは、全体の利用率は全国平均より低くなっているものの、ホールの利用率、利用者数はともに同規模の施設の全国平均より高くなっています。

佐賀市立図書館では、本館の入館者数は年々減少傾向となっており、年齢層に応じた利用促進策や図書利用の質的な転換が必要となっています。

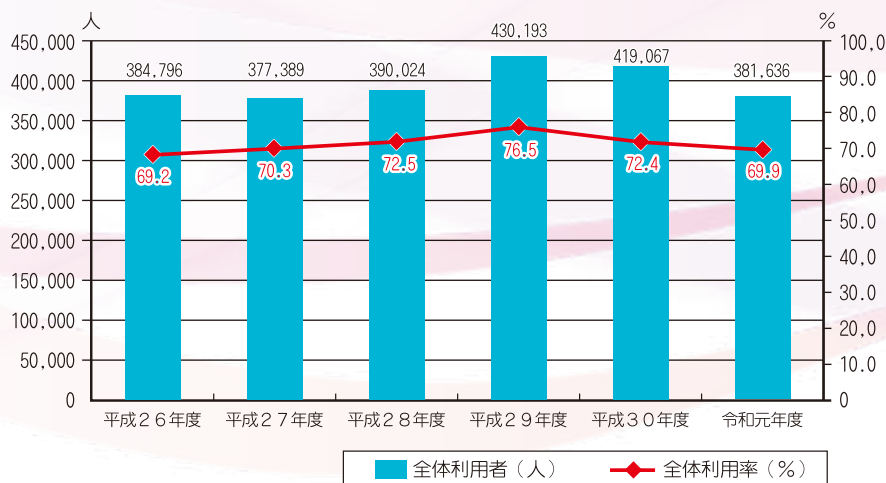
一方、佐賀県立博物館・美術館では、平成30年度は、明治維新150年事業により、大幅に入場者数が増加しています。

こうした施設の利用の促進を図ることで、更なる文化交流の場所づくりが求められています。

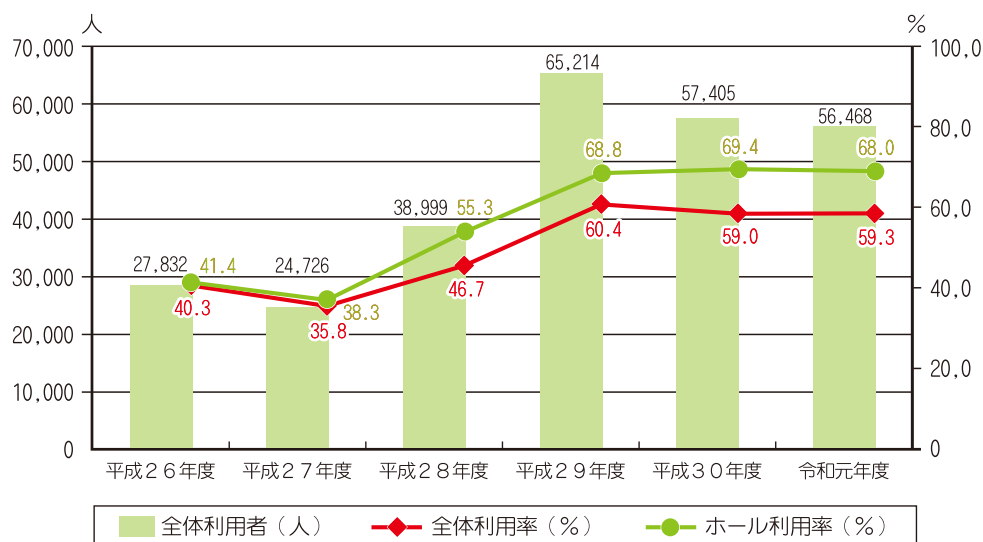
佐賀市文化会館利用率



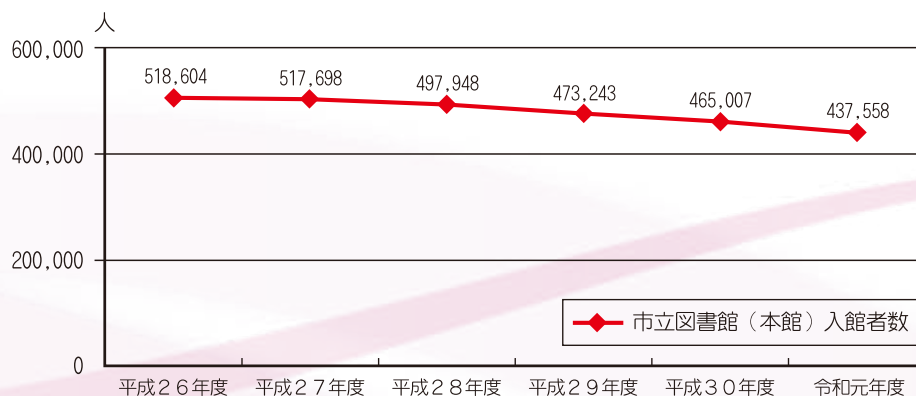
佐賀市文化会館全体の利用者・利用率



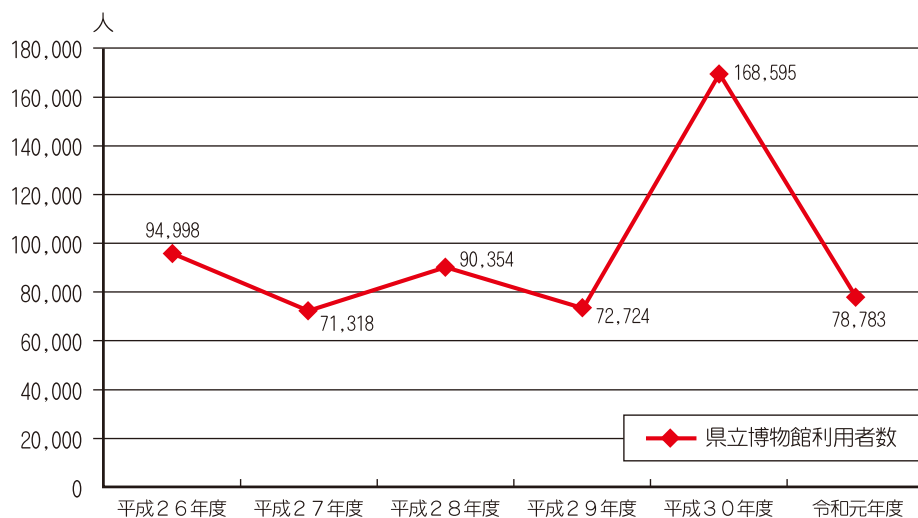
東与賀文化ホールの利用者・利用率



佐賀市立図書館（本館）入館者数

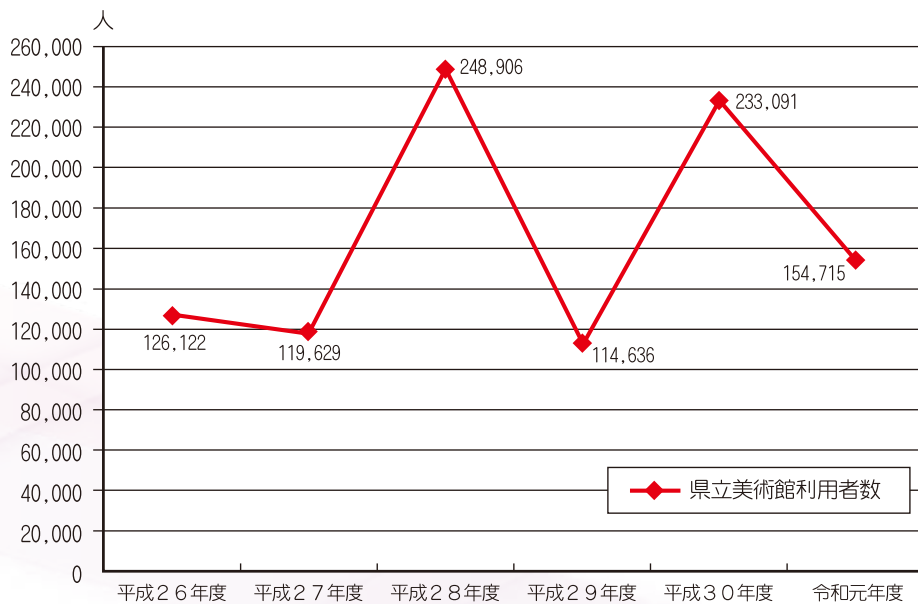


佐賀県立博物館利用者数



(資料：佐賀県立博物館・美術館)

佐賀県立美術館利用者数



(H26.12月～H27.6月
H29.11月～H30.3月は休館)

(資料：佐賀県立博物館・美術館)

課題

- 文化施設の利用促進

③ 文化芸術活動団体の状況

市内の文化団体及び文化関係者が連携し情報交換を行い、互いの事業に協力し提携して郷土の文化向上に寄与することを目的に、佐賀市文化連盟が設立されています。令和2年3月末現在で、佐賀市文化連盟に加入している団体は241団体あり、多くの分野で活動が行われています。こうした団体への助成を行い、多くの市民が活動しやすい環境整備に努めています。

一方、佐賀市の文化に関するアンケート調査によると、少子高齢化にともなう会員や後継者といった担い手不足が問題となっています。今後は、各団体の要望等を把握し、適切な支援を行っていく必要があります。

また、個人や佐賀市文化連盟に加入していない団体も、公民館や学校などで活発に活動しており、数多くの市民が文化芸術活動に携わっています。

各団体等の活動の充実を図るとともに、互いに連携し合い、文化交流や芸術振興による地域の活性化を図っていく必要があります。

課題

- 活動団体への支援の充実
- 活動団体と連携した地域活性化

※佐賀市文化連盟に加入している団体の活動分野（主なもの）

- 〔芸術〕 文学…俳句、短歌、川柳
音楽…合唱
美術・工芸…陶芸、絵画
デザイン…服飾、フラワーデザイン
舞踊…日本舞踊、バレエ
- 〔伝統芸能〕 吟詠、民謡、謡曲、尺八、箏、大正琴、太鼓、剣詩舞
- 〔生活文化〕 茶道、華道、書道



佐賀市文化連盟合同文化祭



佐賀市民芸術祭

④ 文化芸術活動への支援

文化芸術活動をより活発化し、積極的に取り組むことができるようさまざまな顕彰を設け、文化芸術活動の向上が図られています。より多くの市民が、文化芸術活動に興味関心を持ち、活動に積極的に参加することができるよう、これらの顕彰や発表の機会を充実させていく必要があります。

また、多くの顕彰や発表の機会を通じて本市から優れた文化を発信し、市民の文化向上へつなげていく必要があります。

■ 主な顕彰

分類	名称	主催者	回
文学	佐賀県文学賞	佐賀県芸術文化協会	58
美術	佐賀美術協会展	佐賀美術協会	102
	佐賀県美術展覧会	佐賀県芸術文化協会	70
音楽	九州合唱コンクール	全日本合唱連盟九州支部	74
	九州吹奏楽コンクール	九州吹奏楽連盟	64
書道	佐賀県書道展	佐賀新聞社	28
囲碁	県アマ囲碁最強者戦優勝大会	佐賀新聞社	43
写真	佐賀県写真協会公募展	佐賀県写真協会	36
将棋	中学選抜将棋選手権大会佐賀県大会	日本将棋連盟	40
	全国高等学校将棋竜王戦佐賀県大会	読売新聞社	32
文化	内山文化賞	佐賀市文化連盟 佐賀支部	34
	谷口文化奨励賞	佐賀市文化連盟 佐賀支部	13
	市政功労者表彰	佐賀市	16

(令和3年3月末現在)

課題

- 発表の機会や顕彰制度の充実

⑤ 文化芸術活動の情報発信及びPR活動

市民が多くの文化に触れ、文化芸術活動に積極的に取り組むことができるよう市の広報やホームページ等を活用し広く市民に情報の提供を行っています。また、さまざまな活動団体からも情報発信が行われており、より多くの市民が文化に触れることができるよう活動されています。これらさまざまな情報ツールの利点を活かし、幅広く市民へ情報の提供が行えるように発信していく必要があります。

また、各文化団体や関係団体が文化芸術活動やイベントなどの情報発信を有効に行えるよう支援していく必要もあります。佐賀市民芸術祭では、市民活動団体と互いに広報の協力を行っています。

さらに、市内だけではなく、あらゆる媒体を通じた市内外への情報発信を支援し、多様な交流や、集客を図ることが必要です。

課題

- さまざまな情報ツールの活用
- 市内外への情報発信の支援

⑥ 人材育成

学校教育での発表会やクラブ活動を通して、文化の醸成を図っています。また、佐賀市文化会館や東与賀文化ホールでのさまざまな自主企画や佐賀市民芸術祭など、子どものころから文化に触れる機会の提供を行っています。子どものころから文化に触れ、豊かな人間性を育むためにもさらに学校教育との連携を図る必要があります。

グローバル化する社会の中で、国際理解のある人材が求められています。本市では、姉妹都市としてアメリカのグレンズフォールズ市およびウオーリン郡、韓国の釜山広域市蓮堤区、フランスのクサク村と、また、友好都市として中国の連雲港市と交流を行っています。今後ますます、国際化が進む中で、姉妹都市や友好都市との連携を図っていく必要があります。

また、文化を通じて子どもたちの豊かな感性を育むため、人材育成の体制づくりが求められます。

課題

- 学校教育との連携強化
- グローバル化への対応
- 人材育成の体制づくり

⑦ 産業分野との連携

佐賀県では、伝統産品の重要性を認識し、産業としての発展を支援するため、県内の伝統的な工芸品や食品を対象に伝統的地場産品として県指定を行っています。本市は、「佐賀錦」、「肥前びーどろ」をはじめ5品目の指定を受けており、長く受け継がれた技法や特産品を活用し、地域の活性化を図っていく必要があります。

また、文化・伝統産業とさまざまな企業とが連携し、新しい文化の創造や地場産品の創出による産業の活性化につなげていく必要があります。

■佐賀県指定伝統的地場産品

特定産品の名称	指定団体	事業所数等	産地形成 時期	主な製品	伝統技術 または技法
佐賀錦	佐賀錦振興 協議会	約180名	江戸末期	帯 バッグ 財布 アクセサリ等	平織り、綾織り、 模様織り
諸富家具・建具	諸富家具振興 協同組合	34事業所	1956年頃	家具類 建具類	継手技術、面取り 技術、相次、貫通
名尾手漉和紙	肥前名尾和紙	1事業所	元禄年間	ちょうちん 障子紙 名刺 便せん等	紙漉
鍋島緞通	株式会社 鍋島緞通吉島家 吉島伸一鍋島 緞通株式会社 株式会社 織ものがたり	3事業所	元禄年間	敷物 座布団	染色、デザイン、 製織仕上げ
肥前びーどろ	副島硝子工業 株式会社	1事業所	明治初期	グラス コップ 金魚鉢 花瓶等	宙吹き

平成29年4月

資料：佐賀県ホームページ（佐賀県の商工業より）

課題

- 文化振興による産業の活性化

(2) 文化財などの保存と活用

① 国・県・市指定文化財

佐賀市には、令和2年4月30日現在、国・県・市合わせて224件の指定文化財と5件の登録文化財があります。指定文化財の内訳は、国指定文化財33件(国宝1件含む)、県指定文化財71件、市指定文化財120件となっています。

これらの指定文化財の保存管理・活用については、国・県・市だけではなく、文化財の所有者や文化財がある地域の住民とともに考えていく必要があります。

また、近年甚大な被害をもたらした東日本大震災や熊本地震に鑑み、地震や台風などの自然災害から文化財を守る対策も必要であるといえます。

文化財の大切さをより一層理解していただくため、文化財の情報発信が求められます。

さらに、地域には保存すべき歴史遺産や伝統文化が多数あることから、これらの調査・研究や評価を行い、本市にとって、重要なものを文化財に指定することで、適切な保存に努める必要があります。



国指定重要無形民俗文化財
見島のカセドリ



国指定重要文化財 山口家住宅



国指定重要文化財 与賀神社楼門

■佐賀市所在の指定文化財

種別		国指定	県指定	市指定	合計
国宝					
	書跡・典籍	1	—	—	1
重要文化財					
	建造物	6	6	2 1	3 3
	絵画	—	7	5	1 2
	彫刻	2	4	1 4	2 0
	工芸品	5	1 1	1 2	2 8
	美術工芸	—	—	3	3
	書跡・典籍	1	4	3	8
	古文書	3	4	4	1 1
	考古資料	2	1 8	5	2 5
	歴史資料	—	4	6	1 0
重要無形文化財					
	工芸技術	—	1	1	2
重要無形民俗文化財					
	無形の民俗文化財	2	2	8	1 2
重要有形民俗文化財					
	有形の民俗文化財	1	2	1 0	1 3
史跡、名勝、天然記念物					
	史跡	7	5	1 7	2 9
	天然記念物	3	3	1 1	1 7
合計		3 3	7 1	1 2 0	2 2 4
登録有形文化財					
	建造物	5	—	—	—

令和2年4月30日現在

課題

- 文化財の保存・活用における地域全体による支援
- 文化財の保存管理に関する所有者の意識啓発
- 文化財の調査・研究や評価の充実

② 指定文化財以外の歴史遺産

本市には、各時代を反映した遺跡や各地域で受け継がれる伝統芸能、古くから伝わる祭り、景観など、文化財指定を受けていない歴史遺産が数多く分布しています。

その中で、歴史的建造物については、「環境遺産」と位置付け、主に長崎街道沿いの建造物について昭和63年度から平成5年度にかけて調査を行い、家屋内部調査を実施した82棟を含む286棟の歴史的建造物の存在が確認されています。

しかし、平成21年度の環境遺産の追跡調査では、そのうちの161棟が取り壊され、平成29年度の調査では、さらに30棟が取り壊されています。このような建造物などは、所有者だけではその保存や管理が難しいことから、保存の支援が必要であり、また、地域での活用なども求められています。

さらに、こうした数多くの歴史遺産を保存、継承していくために、大学や研究機関などとも連携しながら、適切な保存や資源の有効活用を図っていく必要があります。

また、県において、22世紀に残していくべきものとして、「佐賀県遺産」に認定し、その保存、活用を支援するため、「22世紀に残す佐賀県遺産」制度を実施しています。本市では、この佐賀県遺産として、「野中烏犀圓（建物）」や「旧馬場家住宅」「山口亮一旧宅」など12件の認定を受けています。

数多くある歴史遺産を、先人から受け継いだ価値あるものと認識し、次の世代へとつないでいくためには、市民一人ひとりが歴史文化に対する意識を強めていく必要があります。

■ 佐賀県遺産（佐賀市）

平成17年度認定	「野中烏犀圓（建物）」「旧馬場家住宅」
平成18年度認定	「山口亮一旧宅」
平成20年度認定	「旧久富家住宅」
平成21年度認定	「東与賀の干潟を望むシチメンソウ群生地」
平成22年度認定	「佐賀市歴史民俗館（旧福田家）（旧古賀銀行）（旧古賀家）（旧三省銀行）（旧牛島家）」
平成24年度認定	「旧森永家住宅」
令和元年度認定	「旧百崎家住宅」

課題

- 所有者への支援制度の充実
- 大学・研究機関との連携
- 市民の歴史文化に対する意識の向上



■ 国登録有形文化財 野中烏犀圓

③ 遺跡などの調査・活用

本市には、旧石器時代から人々が暮らし始め、それ以降、近代にいたるまで先人たちが大地に残した生活の痕跡である「遺跡」や、先人たちが作った「遺物」が確認される「埋蔵文化財包蔵地」が広域にわたって分布しており、その総数は約650地点にのぼっています。これらの遺跡や埋蔵文化財包蔵地は、歴史を解明するための貴重な文化遺産であり、現在に暮らす人々の生活を豊かにするための開発に際し、それらを保護するために、発掘調査等を実施し、開発と文化財保護との調整を図っています。

本市を代表する遺跡としては、今から約8,000年前に形成された湿地性貝塚を伴う大規模な縄文時代の遺跡である東名遺跡^{ひがしなま}があり、平成28年10月に国の史跡に指定されました。

奈良・平安時代の遺跡としては、肥前国庁跡があり、藩政期の遺跡としては、佐賀城跡があります。江戸初期に完成した佐賀城下の町割は、ほぼそのままの位置と形状で現代に継承されています。また、幕末の遺跡には、平成27年7月に世界文化遺産に登録された「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」の構成資産である三重津海軍所跡や日本で最初の反射炉である築地反射炉跡があります。

こうした全国でも有数といわれる貴重な遺跡や史跡の調査・研究を進展させることにより、文化財が本来持つ価値を見出し、誇るべき地域資源が身近にあることを市民に周知することで、地域の歴史や文化に対する愛着心と保護意識の高揚に努めています。さらに、遺物などを適切に保管、展示し、活用を図っていく必要があります。

また、文献調査については、古文書などの研究を行う文献史学の専門職を平成30年度より配置しており、今後更に調査の充実を図ります。

課題

- 調査・研究の促進による文化資源の保護
- 幅広い調査・研究結果の周知による文化意識の向上
- 遺物などの適切な保管・展示・活用
- 文献調査の更なる充実



■国指定史跡 東名遺跡（貝層の発掘調査状況）

④ 地域文化の継承

古くから伝わる地域文化は、人と人をつなぐ地域コミュニティの形成に大きな役割を果たすだけでなく、郷土愛や地域の誇りを醸成するための重要な要素となります。そのため、本市は、地域文化を次世代へ受け継ぐために無形民俗文化財の各保存団体等への運営に係る補助に加えて、地域文化の継承等につながる活動に対しても支援を行っています。また、令和元年度からは、無形民俗文化財の映像記録の作成も行っています。

子どもや若者に地域への愛着や誇りを持たせるために、地域文化を活かした郷土に関する教育や、学校行事、地域行事への参加など、地域と学校教育との連携を図っていく必要があります。

課題

- 地域文化の保存・継承の支援
- 伝統文化を継承する次世代の人材育成支援
- 地域と学校教育との連携による文化の醸成

■ 地域文化保存継承支援事業の補助対象例



⑤ 文化財などの情報発信

本市には、指定文化財のほか多数の歴史遺産がありますが、その主要なものや無形民俗文化財の映像記録をデータベースサイト「さかの歴史・文化お宝帳」において紹介しております。近年多くの人々が利用しているSNS等、さまざまな情報ツールを活用した情報発信を行っていきます。

また、発掘調査で出土した遺物などについては、東名縄文館、肥前国庁跡資料館、佐野常民記念館等の施設で展示しています。

小中学校の児童生徒や市民を対象とした出前授業、出前講座、シンポジウム、現地説明会なども開催しており、今後もそれぞれの世代や対象にあった取り組みが求められています。



■ さかの歴史・文化お宝帳



■ 肥前国庁跡資料館

課題

- さまざまなツールを活用した情報発信
- 文化財を展示する施設の整備
- 文化財の公開と市民への周知

⑥ 観光資源としての活用

本市には、佐賀城跡を中心とした城下町、長崎街道、佐賀市歴史民俗館、大隈重信記念館をはじめ幕末から明治、大正にかけての歴史ロマンあふれる歴史遺産があります。それらの整備を行い、今では市内外から多くの観光客が訪れています。その他にも、平成27年5月に国際的に重要な湿地としてラムサール条約湿地に登録された「東よか干潟」に広がるシチメンソウの群生地、山間部の景勝地など、大自然にも多くの観光客が訪れています。

今後は、日本最古の湿地性貝塚を擁する集落遺跡である「東名遺跡」や世界文化遺産「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」の構成資産である「三重津海軍所跡」などの重要遺跡の整備活用を進め、それらを核として市全域に濃密に分布している文化財を線や面で結び、観光資源としての活用も図っていく必要があります。

さらに、それぞれの文化財への案内サインの整備をするなど、各施設を訪れやすい環境を整える必要があります。

課題

- 濃密に分布する文化財の活用
- 観光振興のための整備



■ ボランティアガイドによる三重津海軍所跡の現地案内